参考資料３

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜　粋）

＜略＞

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　審議会　次に掲げるものをいう。

イ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関

ロ　枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第４条に規定する専門委員による協議会

＜略＞

（会議の公開の決定等）

第３条　審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（１）　法令等の規定により非公開とされる会議

（２）　枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（３）　公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

２　審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

３　前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

４　第２項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第８条第２項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

５　審議会は、第２項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第１項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。

６　庁内委員会の会議は、非公開とする。

（平29訓令12・平30訓令５・一部改正）

（会議の公開の方法等）

第４条　審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

２　前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

３　審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

４　審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

５　第３項の規定による決定については、前条第３項の規定を準用する。

（平30訓令５・旧第５条繰上・一部改正）

＜略＞

（会議録の作成）

第６条　審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね２月以内に、その会議録を作成しなければならない。

２　前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第３条第３項の規定を準用する。

＜略＞

４　前項第７号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

＜略＞

（会議録の公表）

第７条　前条第１項の会議録は、公表とする。ただし、第３条第１項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

２　第３条第２項、第３項及び第５項の規定は、会議録の非公表について準用する。

３　審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

（１）　所管部署での閲覧

（２）　行政資料コーナーへの配架

（３）　市ホームページへの掲載

４　前項第１号及び第３号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

５　第３項第２号及び第３号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（平30訓令５・旧第８条繰上・一部改正）

（審議会の担任事務及び委員氏名の公表）

第８条　審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担任事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めたときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

（平30訓令５・追加）

＜略＞